

緊急時の受け入れ・対応の機能

春日井市

<ポイント>

家族の入院に伴い、警察から本人の保護の連絡を受けた市は、短期入所の利用を決定し、緊急時の支援を行うとともに、コーディネーターが障害福祉サービスの調整等を行い、その後の生活についての支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時については、家族等の介護者の急病などで日常生活が立ち行かなくなる場合を想定している。 ○指定短期入所事業所に常時 1 室を確保し、必要時に速やかに受け入れができるよう体制を整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常時確保している居室の利用がない場合の空床保証として、指定短期入所事業所に補助を行っている。

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<ul style="list-style-type: none"> ○拠点コーディネーター及び基幹相談支援センターなどと連携し、アセスメントを行い、支援方法を決定する。 ○居宅での支援の場合は、相談支援事業所に必要な福祉サービス等の調整を依頼する。 ○市において、居宅での支援ではなく、施設で一時的に保護が必要と判断した場合は、居室を確保している短期入所での受け入れを行い、その後の生活について拠点コーディネーターに調整を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題の解決や適切なサービス利用につなげるために、拠点コーディネーターが支援している。

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、日頃障害福祉サービスを利用していない方で、家族が緊急入院となり、在宅生活の維持が困難となった。県外在住の家族からの相談を受け警察が訪問し、本人を保護するとともに警察から市に連絡が入った。市の職員が状況を確認した上で、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により短期入所の措置を決定し、支援につながった。

その後の生活については、拠点コーディネーターが調整を行い、障害福祉サービスの申請など手続きを経て、共同生活援助事業所の利用につながった。

体験の機会・場の機能

春日井市

<ポイント>

賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合に活用できる家賃助成制度を利用し、一人暮らしを実現した事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<ul style="list-style-type: none">○グループホーム体験の機会・場を提供するため、指定共同生活援助事業所の居室（男女各一室）を確保している。○賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合の家賃を最大31日間まで助成している。	<ul style="list-style-type: none">○常時確保している居室の利用がない場合の空床保証として、指定共同生活援助事業所に補助を行っている。

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<ul style="list-style-type: none">○グループホーム体験の対象者は障がい福祉サービス利用者としている。○一人暮らし体験の対象者は、障がい者手帳を所持している18歳以上の者としている。	<ul style="list-style-type: none">○グループホーム体験の場合は、拠点コーディネーターが今後の生活について、家族や支援者と協議し、グループホームの利用が適切かどうか評価を行っている。

③実際にあった個別事例

家族と同居していた方で、親元から自立し、一人暮らしを見極めるため、賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合に活用できる家賃助成制度を利用し、助成を受けて一人暮らしを1か月間体験した。体験を通して、一人暮らしが現実的に可能であると考えられたため、体験後に一人暮らしを開始し、現在も継続できている。